議　　第　　１６９　　号

平成２８年 ６ 月１０日提出

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長　　大　西　一　史

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１条　熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例（平成１９年条例第７４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が１万平方メートルを超えるもの」を「法別表第２（わ）項に掲げる建築物」に改める。

（熊本市景観条例の一部改正）

第２条　熊本市景観条例（平成２１年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第６項中「第２条第１項第７号及び第８号並びに」を「第２条第１項第４号若しくは第５号又は」に改める。

（熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例の一部改正）

第３条　熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例（平成２１年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「第２条第１項第７号又は第８号」を「第２条第１項第４号又は第５号」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年６月２３日から施行する。

（提出理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成２７年法律第４５号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。